

◎佐賀県条例第18号

佐賀県工鉱業試験手数料及び使用料条例の一部を改正する条例

佐賀県工鉱業試験手数料及び使用料条例（昭和33年佐賀県条例第14号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前				改正後			
(手数料及び使用料の額)				(手数料及び使用料の額)			
第2条 前条の手数料及び使用料の額は、次の区分により定めた金額の範囲内で別に知事が定める額とする。				第2条 前条の手数料及び使用料の額は、次の区分により定めた金額の範囲内で別に知事が定める額とする。			
	区分	単位	金額		区分	単位	金額
手数料	1 略			手数料	1 略		
	2 応用試験	1件につき	4,620円から <u>74,000円</u> まで		2 応用試験	1件につき	4,620円から <u>80,000円</u> まで
	3 製品設計	1時間につき	4,340円から <u>4,400円</u> まで		3 製品設計	1時間につき	4,340円から <u>4,600円</u> まで
	4・5 略				4・5 略		
略				略			

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。